

**保有資格シリーズ(2)**  
**消防設備士乙種第7類**

「消防設備士乙種第7類」の免許が必要だぞ!

警報機の点検・整備には「消防設備士乙種第7類」の免許が必要だぞ!

この部分が必要だぞ!

| 消防設備士                 |           |            |
|-----------------------|-----------|------------|
| 交付年月日                 | 交付番号      | 交付知事       |
| 根寺 都工瑞<br>平成17年08月25日 |           | 神奈川県       |
| 乙種3類                  |           |            |
| 乙種4類                  |           |            |
| 乙種5類                  |           |            |
| 乙種6類                  | R02.12.08 | XXXXX 神奈川県 |
| 乙種7類                  | R03.03.03 | XXXXX 神奈川県 |

写真の書換えは  
 令和13年  
 03月03日まで  
 XXXX XXXX XXXX

神奈川県  
 知事印  
 神奈川県知事

金網入りの壁でできた校舎とかは、警報器を設置する必要があるんだ。

藤園先生に頼まれてね。漏電火災警報器の音圧をチェックしているのさ。



すごい音だね。都工瑠ちゃん何をしているの?!



まあまあ、私の作ったジュースがあるんだけど飲む?

お母さんに怒られた。ガキ大将みたいだよ。

俺は藤園先生の奴隷じゃないっつーの。

一仕事したら、のどが乾いたぜ。



この騒音計を使って警報器から1m離れて警報音を測定する。そのとき警報音が100dB以上の大きさでないといけないのさ。



でも、ホントは嬉しいんですよ!!

SPBか。警報器ならコイツら合格だぜ。

恥ずかしいからこっぴどく作らないで!



お、おう。口をつけるのに少し抵抗があるけどありがとな……

特製ボトル入りだよ。ホースをチューチュー吸うと中身が出るのさ。

コッパッパッ!!